

声 明

2018年3月14日

首都圏建設アスベスト訴訟原告団

首都圏建設アスベスト訴訟弁護団

首都圏建設アスベスト訴訟統一本部

1 本日、東京高等裁判所第10民事部（大段享裁判長）は、首都圏建設アスベスト（東京）訴訟（原告354名）において、国の責任を認め、原告のうち327名に対し総額22億8147万6351円の支払いを命じる原告勝訴の判決を言い渡した。

2 判決は、筑豊じん肺最高裁判決等において示された、労働者の生命・健康の確保を目的とする労働関係法令に基づく規制権限は「適時にかつ適切に」行使されなければならないとの判断基準に基づき、1975(昭和50)年10月1日（改正特化則施行日）以降2004(平成16)年9月30日（改正安衛令施行日前日）までの間、事業主に対し、吹付け工を含む屋内作業者が石綿粉じん作業に従事するに際し防じんマスクを着用させなければならない義務を罰則をもって課すとともに、これを実効あらしめるため、石綿含有量重量比5%以下のものを含め建材への適切な警告表示（現場掲示を含む。）を義務付けるべきであったにもかかわらず、国がこれを怠ったことは著しく不合理であり、国賠法1条1項の適用上違法であると判示した。判決は原判決よりも違法時期を6年早めることにより被災者の救済範囲を広げており高く評価できる。

さらに判決は、一人親方等に対する国の国家賠償責任をはじめて認めた。判決は、有害物の規制や職場環境の保全に係る安衛法の規定・目的を、労働者以外の者を含めて保護するものであるとし、労働者災害扶助法や昭和40年改正労災保険法が労働者以外の者も保護対象としてきたこと、一人親方等が建設現場において重要な地位を占めている社会的事実、一人親方等の生命・身体及び健康上の利益が侵害されたことを考慮すると、安衛法に基づく労働者に対する規制権限不行使が違法となる場合、労働者とともに建設現場において、石綿粉じん作業に従事する一人親方等で、労災保険特別加入制度の加入資格を有する者の利益は、国賠法1条1項の適用上、法律上保護される利益に当たるものと解するのが相当であるとしている。

これまでの一連の判決は、一人親方については労働者性が認められない限り救済しなかった。しかし、本判決は、労働者性にこだわることなく、一人親方のみならず、自ら建築作業に従事する中小事業主をも救済しており、極めて画期的な判決と高く評価できるものであり、一人親方等を含めた基金制度創設に大きな弾みをつけるものである。

3 一方、判決は、建材メーカーらの共同不法行為を認めず、原告らの救済を否定した。

判決は、国交省データベースに掲載された情報を基礎とする原告らの主張に対し、国交省データベースの目的は解体工事等の際に石綿建材を簡便に把握することであり、搭載されていない多くの企業が存在すること、全ての建材を網羅していないこと、誤った情報も搭載されている等とした。また、原告らが提出する資料のみでは建材メ

一カーラのシェアを的確に認定できないとして、建材メーカーの行為が原告らの従事する建設現場に現実に到達したことが証明されていないとして、加害者不明の共同不法行為の成立を否定した。

判決は、建材メーカーらの過失は判断していないが、国の責任について警告表示の違法を肯定している以上、建材メーカーが警告義務に違反したことは当然の前提としたことは明らかである。

判決は、因果関係の立証責任が被害者にあることを不当に重視して、わが国で製造販売された石綿建材の特定や個別的な因果関係の主張立証を被害者に厳格に要求し、長年にわたり大量の石綿建材を製造・販売し、高いシェアを有していた主要な建材メーカーらも全て免責した。

建材メーカーらは、長年にわたり警告表示をもせず石綿建材の製造・販売を続け、その結果原告ら建築作業従事者に甚大な被害を与えてきたことは明らかであるが、判決は、この加害行為と被害発生の構造的な関係を看過したものであり、損害の公平な分担を図るべき共同不法行為の趣旨を無視した極めて不当な判断であると言わざるを得ない。

- 4 また損害に関し、判決は、各被災者に生じた損害に応じて、石綿関連疾患による死亡の場合は 2500 万円、中皮腫、肺ガン、びまん性胸膜肥厚、良性石綿胸水または石綿肺で管理区分 4 の場合は 2200 万円、石綿肺で管理区分 3 合併症の場合は 1800 万円、石綿肺で管理区分 2 合併症の場合には 1300 万円の慰謝料を認めた。

その上で、国の責任は二次的責任であることを理由として、各被災者について認められた慰謝料額から 3 分の 1 に減額したことは、建設アスベスト被害を招いた国の責任の重大性を直視しないものであり、被災者に対する賠償額を不当に減ずるものと言わざるを得ない。

- 5 判決は、昨年 10 月 27 日に言い渡された東京高裁第 5 民事部判決に引き続き、国の責任を厳しく断罪した。これにより、原判決の東京地裁判決を皮切りに判決まで国は 8 連敗したことになり、国の責任は不動のものとなった。

このように国の責任が動かしがたいものとなった以上、国が無用な争いを続けることはもはや許されない。既に原告の 7 割が死亡している現状を踏まえ、国は、速やかに原告らに謝罪するとともに、本件の早期全面解決に踏み出すべきである。アスベスト関連疾患による労災認定者数は毎年 1000 名を超え、建設業が過半数を占めている。これらの被害者も国は救済すべき義務を負っている。原告及びすべての建設アスベスト被害者を救済するためには、「建設アスベスト被害者補償基金」を創設することが求められている。そのためにも国は速やかに原告らとの協議のテーブルに着くことを決断すべきである。

また、建材メーカーらも、早期全面解決の立場に立ち、速やかに基金制度創設に同意するとともに国に積極的に働きかけるべきである。

私達は、アスベスト被害者の完全救済とアスベスト被害の根絶のため、全国の被災者、労働者、市民と連帯して、今後も奮闘する決意である。